

2019年2月定例県議会 代表質問

2019年2月25日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党の宮川えみ子です。代表質問を行います。

昨日行われた全国注目の沖縄県辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票で、7割を超す反対の意思が示されました。

東日本大震災・原発事故からまもなく丸8年です。今なお、県発表による避難者数だけでも4万2千人を超える県民が避難生活を強いられています。震災関連死は2,260人を超え増え続け、避難指示が解除された区域の居住率は平均22.4%と住民の帰還はすすんでいません。帰還した子どもたちに対し立派な学校を作りましたが、入学する子どもたちが減ってきて学校の存続が難しくなっている所も出てきています。このことは避難指示が解除され帰っても、再び住むことが困難になっているところもあることを示しているのではないのでしょうか。原発事故の避難者は、避難生活の長期化、賠償や住宅支援の打ち切り、帰還してからの厳しさ、そして将来に対しての不安です。被災者の今後の深刻な課題に県としてどう向き合うかが問われています。

昨年6月、東京電力の小早川社長は福島第二原発廃炉に向けた検討を表明しました。しかし、1月8日の知事への年頭挨拶の場でも正式表明を避け、半年以上が経過しても廃炉の決断は曖昧にされたままです。一刻も早い第二原発の廃炉を求める県民の要求にどう応えるかが問われています。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の大規模偽装が発覚し、2019年度予算案を修正するなど政府の失態は前代未聞です。安倍首相は年頭所感で「景気の温かい風が全国津々浦々に届き始めた」と述べましたが、国民の実感とはあまりにもかけ離れた発言でした。勤労統計偽装発覚のニュースを見て「やっぱりね」との声です。安倍政権下の公文書の改ざん、データねつ造など、“ウソと隠蔽”の政治がいよいよ極まっています。

あくまでも改憲に執念を燃やす安倍政治と、憲法を守り生かすことを求める国民・県民との激しいせめぎあいの年ともなります。

一、 安倍政権の防波堤となり、県民の命と暮らし最優先の県政について

安倍政権の防波堤となり、県民の命と暮らし最優先の県政についてです。

消費税の増税中止についてです。

一般会計総額で初めて 101 兆円を超えた巨額の国の予算は、アメリカからの兵器の「爆買い」など軍事費の異常な突出や社会保障費の削減、10 月からの消費税率 10%への引き上げを前提とした景気対策等に 2 兆円もの費用が盛り込まれました。

毎月勤労統計の不正によって 2,000 万人に 567 億円の被害が生まれ、経済認識や政策判断及び消費税増税の根拠も崩れています。

消費税 10%増税について 4 つの大問題があります。1 つは、深刻な消費不況の下での増税、2 つは、8%増税以来、実質家計消費が年間 25 万円も落ち込み経済が悪くなり、世界経済のリスクが高まっている、3 つは、毎月勤労統計の不正による賃金の伸び率かさ上げ、4 つは、複数税率やポイント還元「景気対策」なるものが、前代未聞の異常なものとなっていることです。しかも経済対策と言っても、9 か月後は無くなり 5%還元の人は一挙に増税になります。日本スーパーマーケット協会など 3 団体は、見直しを求める異例の要望書を政府に提出しました。

空前の大儲けをしている富裕層への過度な優遇税制にメスを入れ、欧米並みの課税をする、大企業には中小企業並みの負担を求める、これだけで消費税 10%への増税分は十分確保できます。異常に軽い富裕層への証券課税については、経済同友会からも是正提言が出されています。

県内中小商工業者を見ると、昨年 1 年間に倒産した企業（負債総額 1 千万円以上）の件数は 78 件と震災の翌年以降、最も多かった一昨年より 22 件、率にしておよそ 4 割増加しました。また商業統計によれば、2007 年に約 2 万 1 千件あった小売業者が 2012 年には約 1 万 8 千件弱へと、全県で 3 千件以上減少しています。本県は特に、原発事故によって避難を余儀なくされ、観光も農業も賠償が打ち切られ、暮らしと生業は困難を増しています。商店街のみなさんからは、10%増税はとどめを刺される、複数税率やポイント還元は対応できないといとの声が寄せられています。

複数税率導入と一体となった、本年 10 月からの消費税率 10%への増税の中止を国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

さらに、4 年後に予定されている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度導入により、約 500 万件といわれる免税事業者が取引から排除されることになるか、自ら課税業者になるかの選択を迫られることとなります。

増税と一体に 4 年後に予定される、適格請求書等保存方式（インボイス）の導入の中止を国に求めるべきと思うが、県の考えをお聞きします。

医療機関は患者の医療費に消費税をかけることができず、仕入れる資材や経費には消費税がかかることから、病院協会などは消費税増税に反対を表明しています。

県立医科大学付属病院における消費税率 8%の仕入れに係る年間の消費税額と税率 10%になった場合の増加額を尋ねます。

おなじく県立病院における消費税率 8%の仕入れに係る年間の消費税額と税率 10%になった場合の増加額を尋ねます。

消費税の増税を前提とした県の使用料及び手数料の条例改正は中止すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

憲法 9 条改定についてです。

昨年末、安倍政権は新防衛計画の大綱と 2019～23 年までの中期防衛力整備計画を示しました。今後 5 年間で 27 兆 4,700 億円を投入する方針です。その中で「いずも」型護衛艦に F35 戦闘機を搭載できるように改造・空母化し、相手の射程圏外から攻撃できる長距離巡航ミサイルも導入しようとしています。F35 を 147 機態勢にすることについて、航空自衛隊の元幹部は「100 基以上も買っていったい何をするのか」と批判を寄せています。

これまでの 2 兆円を大きく超える 6 兆 2,181 億円もの兵器爆買い購入計画は、「専守防衛」の建前すらかなぐり捨てての大軍拡ですが、過剰な軍拡が戦争を呼び込むことを過去の歴史から学ぶべきです。沖縄の辺野古への米軍基地建設をはじめ、日本国内で民意を無視する基地建設や軍事訓練も相次いでいます。

先日夜中に放映された (NNN) 日本テレビのドキュメント「変貌する自衛隊」では、アメリカ軍と一体になった自衛隊の軍事演習が放映されました。集団的自衛権・安保法制が強行されている今、憲法に自衛隊を書き込めば歯止めが一举に外され、日本の自衛とは関係のない、地球の裏側までアメリカ軍と一体になって自衛隊の若者を戦わせるのかと愕然としました。また、安倍首相は「徴兵制」につながると思える自衛官募集の適格者名簿などの資料提出を自治体に求め協力しない自治体を理由に憲法への自衛隊明記を主張しています。

ある大手新聞は社説で、「憲法に縛られる側の権力者が自ら改憲の旗を振るという『上からの改憲』が、いかに無理筋であるかを証明した」と述べています。安倍首相が自ら改憲の旗振りをする事自体が、憲法 99 条が定めた閣僚の憲法尊重・擁護義務違反です。

県民の暮らしと安全に責任を持つ立場から憲法 9 条に自衛隊を明記する改定に反対すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

安倍政権が掲げる地方創生についてです。

安倍政権は日本一企業が活躍しやすい日本をつくることを公約し、その地方版として推進しているのが人口減少、少子高齢化対策に名を借りた広域連携による新たな自治体壊しです。既に平成の大合併により、全国で約 3,200 あった自治体数は 1,700 と約半減しました。福島県はこの流れに対して、合併の旗振りをしなかった結果、90 の市町村から 59 と約 3 分の 2 の減少に留まりました。特にほとんど合併しなかった双葉地方は、東日本大震災原発事故で全住民避難を強いられた町村が、自治体として住民を把握しつつ、それぞれの自治体が置かれた状況の違いも踏まえて、必要な対策に取り組む事ができた大きな要因だったと思います。一方で合併した南相馬市小高区や田村市都路町は避難区域が埋没した感は否めません。

福島県はこうした教訓を踏まえて、自治体の在り方を考える必要があります。県は、各自治体のまちづくりを尊重しつつ、7つの生活圏ごとに広域的な都市機能を整備する方針をとっていますが、これまでの生活圏の考え方を越え、他県までも区域に入れた連携中枢都市圏構想が、郡山市や福島市で進められています。

県内で進む連携中枢都市圏構想について、7つの生活圏構想との関係で矛盾が生じると思いますが、県の考えを尋ねます。

国が広域連携を推進する背景には、中心都市への新たな都市機能の立地で大規模公共事業の呼び込みになり、結果として更なる周辺地域の衰退を招くことが危惧されます。

県は、平成の市町村合併をどのように総括しているのか伺います。

国は、人口減少、少子化対策として地方創生を掲げていますが、そもそも急激な人口減少を招いた根本である労働法制の改悪で不安定雇用労働者を大量に生み出したこと、中央集中の政治で周辺部の衰退や基幹産業である農業を破壊したことに対する総括がありません。

県は、中央主導で道州制に道を開き、自治体再編につながるような広域連携を推進するのではなく、住民福祉の向上を本旨とする自治体の健全な発展を支援すべきと思いますが、考えを伺います。

二、 原発問題について

原発問題についてです。

原発ゼロ基本法成立を国に求めることについてです。

日立製作所がイギリスでの原発建設を断念したことで、日本の原発輸出計画は全面的に行き詰まり、安倍政権の原発輸出政策は破たんしました。福島原発事故を教訓に「安全対策」のためのコスト急騰で、原発はもはやビジネスとしても成り立たなくなったことを劇的に示しています。

その一方で、日立の会長であり経団連の会長の中西氏は、国内の原発については「再稼働をどんどんやるべきだ」と発言しており、大きな矛盾です。

昨年の臨時国会で行われた原子力損害賠償法の改定で、事故の賠償に備えて電力会社に義務づけられた民間保険などによる賠償措置額が、原発ごとに最大 1,200 億円に据え置かれたままでしたが、民間ではリスクを負いきれないと保険会社が「増額」を拒否したためです。東京電力福島第一原発事故の約 8.6 兆円におよぶ賠償額の深刻さの反映です。

昨年 3 月 9 日、立憲民主党、日本共産党、自由党、社会民主党の野党 4 党が共同提出した「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」（原発ゼロ基本法案）は同 3 月・衆院経済産業委員会に付託されました。原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が 1 月に発表した「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」の提案と合流したものです。福島原発事故後の毎週金曜日の官邸前行動をはじめとした、原発ゼロ、再稼働反対の全国草の根運動などと実を結んだ結果です。国政史上初めて原発ゼロを掲げた法案です。

原発は動かさない、動いているものは止める、再稼働はさせないという点が肝です。原発立地自治体の雇用や経済についても、国の責任を明示した事業者の協力義務という形で事業者支援、立地自治体支援も入っている画期的なものです。

本県の原発事故を教訓にした原発ゼロ基本法の成立を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

福島第二原発の廃炉についてです。

東京電力は、昨年 6 月に福島第二原発の廃炉の方向を表明しましたが、県民が求める「いつまで」「どのように」という工程を明らかにした廃炉の正式決定は行っていません。知事は「あらゆる機会を通じて廃炉を求めている」としていますが、それだけでは、廃炉が進まないことは明らかです。

福島民報と福島テレビが 1 月に共同で行った県民世論調査で、福島第二原発の廃炉正

式決定に向けては、「国が東電への働きかけを強めるべき」という割合は 44.8%で、「引き続き知事が前面に立ち東電に求めるべき」の 32.9%を上回り、廃炉に向けては国が決断するように求めています。

「国が東電への働きかけを強めるべき」との世論調査に示されているように、福島第二原発の廃炉を国が決断するよう求めるべきと思いますが、知事の考えをお尋ねいたします。

また、世論調査では、県及び県民はどのような行動をとるべきかとの問いに「県民の総意を示す在り方を検討していくべき」との答えが 13%あります。

知事が第二原発廃炉を求めることはもちろんですが、福島第二原発の廃炉に向け「県民の総意」を示す方策が必要と思いますが、県の考えを伺います。

三、避難者支援の打ち切りについて

避難者支援の打ち切りについてです。

地方自治体は国の「下請け機関」ではなく住民の福祉の増進に貢献することです。自治体本来の姿が問われる問題が避難者支援です。

県は今年 3 月末で南相馬市、川俣町、川内村、帰還困難区域を除く葛尾村と飯舘村の避難者へ仮設住宅の無償提供を打ち切る方針です。

昨年 12 月末では、まだ行く先が決められないという世帯が 360 世帯あると聞きます。田んぼや畑が原野になっていて動物に荒らされ、自宅に帰るのか、他の市町村で家を探すか悩みは深いです。県は打ち切りではなく、個別の事情に応じた丁寧な対応をすべきです。

また、いわゆる自主避難者の住宅打ち切り問題については、もう間もなくの 3 月いっぱい、県が独自に家賃補助をしている 2 年間の住宅支援が打ち切られようとしています。

対象者 2,000 世帯のうち 1,800 世帯が補助を受けています。それがわかっていながら県は状況すら把握しようとしていません。しかも、これまで神奈川県、新潟県、沖縄県、北海道の 4 道県が独自に家賃上乗せ補助で支援して頂いていましたが、福島県の打ち切り方針を受けて、3 月末で終了するとのこと。避難元の県の姿勢が強く問われています。

知事は、原子力災害は複雑で復旧復興はまだ終わらない、だから国に対しても復興庁に代わる国の今後の組織と財政支援を求めています。しかし一方で、避難者に対する支援を真っ先に打ち切るのは矛盾しています。

原子力災害からの復興に向け、復興庁の後継組織と財政支援の継続を国に求めていることを踏まえれば、避難者への住宅支援も継続すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

四、児童虐待の対策について

児童虐待の対策についてです。

連日報道されている千葉県の小児虐待死事件は、心が痛みます。児童相談所や教育委員会の対応はあまりにも不適切でした。しかし、その背景にある児童相談所の体制の充実もあわせて問われるべきです。

私ども日本共産党もたびたび取り上げてきましたが、県が新年度に一時保護所と一体の県中児童相談所の建設を表明したのはやっとという思いもありますが前進です。

急がれるのは専門職・児童福祉司の増員です。国もようやく多発する悲惨な虐待死事件の発生をうけて児童福祉司の配置基準を見直しましたが、1人あたりの相談件数の扱いがあまりにも多すぎます。児童相談所の児童福祉司を増やすことや、研修など体制の強化も重要です。

国は2016年に児童福祉法改正し、2019年から4ヶ年で児童福祉司の配置を人口4万人に1人から3万人に1人へ増員する方針で、全国で2,020人程度増やすと表明しました。まだまだ不十分ではありますが、配置基準では、児童福祉司を指導する福祉司・スーパーバイザーも配置するといえます。

本県の児童福祉司の確保及び配置の見通しについて伺います。

本県は日本一子育てしやすい県を目標に掲げ、知事は人口減少対策や子どもの貧困対策に力を入れるとしています。そのためには、行政の縦割りを乗り越え個々の問題に的確に対応することが重要です。そして、実際にサービスを行う市町村にもそうした観点で住民サービスに取り組めるよう支援すべきです。

こども未来局の在り方については、日本一子育てしやすい県の実現に向け、縦割りをやめ、部局横断で推進できる体制を整備すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、福島イノベーション・コースト構想等について

県の来年度予算は、約1兆4,603億ですが、「福島イノベーション・コースト構想」に912億円を計上しました。昨年度と今年度は約700億円ずつの計上でしたが、新年度当初予算案において、福島イノベーション・コースト構想関連の事業予算を約200億円増額し912億円としています。その内容について伺います。

福島イノベーション・コースト構想について、いつまでに総額どのくらいの予算を見込んでいるのか、県の考えを尋ねます。

南相馬市の復興工業団地と浪江町に、整備を進めている福島ロボット・テストフィールドは、約 50 ヘクタールの広大な敷地に、今月完成した試験用プラントなど、総額 156 億円の費用をかけて来年度中には構造物の整備は完了するとしています。昨年 12 月政府は「空飛ぶクルマ」の試験場として位置づけました。

しかし、地元の原町商工会議所と福島大学のうつくしま未来支援センターが昨年 3 月に発表した、2017 年度の南相馬地域商工業者にたいするアンケート結果では、建設中の福島ロボットテストフィールドについて、「効果がなかった」、「あまりなかった」が 70%以上もありました。

県は、福島ロボットテストフィールドの効果に関する地元商工業者へのアンケート結果をどのように受け止めているのか伺います。

福島新エネ社会構想に基づき、県は再生可能エネルギー由来の水素エネルギーの普及拡大事業として、来年度は水素ステーションの導入や FCV・燃料電池自動車等への導入に約 4 億 5 千万円を計上しました。しかし、水素エネルギーについては、これまでも指摘してきたように、経済性・安全性・環境面などに課題があります。

水素エネルギーの普及拡大への補助制度は見直すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

さらに、構想に位置付けられた IGCC 石炭ガス化複合発電の建設も進められていますが、石炭火発は世界の地球温暖化対策に逆行するものです。温暖化の影響で哺乳類初のネズミの種類の絶滅が確認されたと報道されたように人類に対する危機は進行しています。この度、九州電力などは千葉県内での石炭火力発電所の建設を断念しました。

(従来の火力発電より) CO₂が 15%削減になると言えども、地球温暖化対策に逆行する石炭ガス化複合発電所の建設を中止すべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故から 8 年たつ本県は、避難者帰還も平均 20%を超えた程度にすぎず、安倍政権の下で社会保障費が削減され、特に原発事故を受けた本県では、医療や介護の負担のみならず、あらゆる指標を見ても困難が広がっています。県が自ら掲げた「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」を実現するため、イノベーション・コ

ースト構想よりもこの分野にこそ県の予算を大幅に増やすべきです。

福島イノベーション・コースト構想は、地元企業や避難者を置き去りにする大型事業になりかねず、県の財政運営も大きくゆがめ、県民の暮らしに関する予算の削減につながりかねないことから見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、若者が集まる県づくりへの転換について

若者が集まる県づくりへの転換についてです。

若者支援・子育て支援、少子化対策はみんなの願いです。少子化を克服しつつあるフランスは家族手当など経済給付を充実させている、労働時間短縮を実現していることなど仕事と子育ての両立、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を思い切って推進しています。また、人口減少は「お先真っ暗」なのかといえばそうではなく、縮小に応じて必要な行政サービスを計画し、経済成長を絶対的な目標としなくとも十分豊かさが実感されていく社会を実現すること、住みたくなる地域をつくることだと思っています。

住宅支援についてです。

30代の夫婦からの相談です。子どもが生まれ、妻は会社に育児休暇を申し出たら「首だ」と言われ職を失い、夫は手取りで13万円、家賃を払うと生活できないということでした。保育所に途中で入れないなど悪条件が重なったの相談ですが、非正規の若者の給与は月12～13万円程度が多いのです。

支出に占める割合が大きい住宅費は、かつては市営・県営住宅が安い賃金の若者の住宅支援でした。それが今は公営住宅建設がなく、空き家もなかなかありません。これでは親から独立できない、結婚もできないし子育てもできません。

国は若者や高齢者等が入れる住宅を確保するため、新たな住宅セーフティネット制度を2017年10月に創設し、民間賃貸住宅の所有者が住宅を登録し自治体が家賃支援制度を作れば国として半額助成する仕組みを作りました。しかし、県内で住宅登録を行ったのは伊達市の10戸に留まっており自治体の支援制度もないことから広がっていません。大阪府は、居住支援協議会が中心となり、事業者が従前からあった登録制度をこの制度に乗り換えて推進が図られています。本県にも同協議会が存在しており、県がイニシアチブを発揮して推進する必要があると思います。

県は、所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティネット制度の促進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

働く条件の改善についてです。

福島県は、長時間（総労働時間）労働が全国一なのに賃金は 20 位です。長時間労働や非正規化解消のために力を尽くす時です。山形県では、国の施策に県独自の上乗せをおこない、正社員化促進 2%賃上げと最賃 30 円引上げ実施支援などの事業補助を行っています。

今年度、国の業務改善助成金を利用して最低賃金の引上げを行っている県内の事業者数について伺います。

県内の中小企業に国の業務改善助成金の活用を促し、最低賃金の引上げを促進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

労働者の待遇改善を進めるため、国の業務改善助成金等への上乗せ補助を実施すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

中小企業に対する賃金助成制度や社会保険料の事業主負担分の軽減などの支援により、最低賃金について、全国一律時給 1,000 円以上の早期実現及び 1,500 円への引上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

七、高齢者福祉について

高齢者福祉についてです。

健康づくりについてです。

急性心筋梗塞が男女とも全国 1 位など県民の健康悪化が心配されています。県は県民健康対策を推進するため、新たな組織を立ち上げる方針ですが、原発事故の被災県として、県民全体の健康影響・調査分析・対策がとれるような組織体制とすべきと思います。

県は、震災後に悪化した県民の健康指標を改善するため、どのような体制で取り組んでいくのか尋ねます。

医師確保と医療提供体制についてです。

厚労省は 2 月 18 日、都道府県や各地域の医師数の偏りの度合いを示す「医師偏在指標」について公表しました。福島県は 44 位です。また、同じ指標を使って県内 6 つの医療圏比では、1 位から 335 位までの順位の中で医師少数区域とした「会津・南会津」は 235 位、「県南」は 255 位、「相双」は 323 位で、いわき市は 191 位です。

これまで 10 万人当たりの医師数比では福島県は 42 位でしたので、調査方法は違う

とはいえ悪化しています。

福島県は原発事故を受けて医療をめぐる深刻な状況にあることでの改善や、悪化しているいわき市の救急受け入れ態勢についてこれまでも取り上げてきましたが、県は、医師の確保にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

診療所の医師の医業承継支援についてですが、医師会に委託して地域の診療所承継を希望する医師を支援するとしています。

県は、診療所の医業承継への支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

県立医科大学に対し、勤務医不足が深刻となっているいわき市への医師の優先派遣を求めたいと思いますが、県の考えを伺います。

県立医科大学に対し、いわき市の救急医療体制確保のため、常勤医師の派遣を求めたいと思いますが、県の考えをお聞きします。

最近知人の子どもである 29 歳の医師が突然倒れなくなりました。これから期待されていた若い医師です。過労死ではないかと家族は悲しみに暮れています。

県は、医師の過労死を防ぐための働き方改革にどのように取り組んでいくのかお聞きします。

多目的医療用ヘリについてです。

県が整備した「ふたば医療センター附属病院」に多目的医療用ヘリが設置され、昨年 10 月から運航が開始されています。この多目的医療用ヘリでは、県内各地の医療機関と連携し、救急患者が県立医大を始め、県北・県中等の医療機関へ搬送されていると聞きます。

双葉地方・いわき市は、原発事故前から医療体制がぜい弱であり、特に、相双地方では 100 あった医療機関が原発事故以降 3 分の 1 程度しか再開していません。一方、いわき市には避難者をはじめ、原発作業員や復興作業に従事される方も多く滞在しており、いわき市の医療機関で負担が大きくなっています。

いわき市を始めとした浜通りの救急医療の強化に向け、多目的医療用ヘリを積極的に活用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

介護の充実についてです。

特養ホームの入所待機者は1万人です。また、介護職員の確保は深刻です。

介護職員が確保できず、施設の休止や定員まで受け入れができない施設が増えていきます。全労連の「介護労働実態調査」のアンケートでは、利用者や家族から直接感謝されたり、笑顔に触れられたり、介護により日常生活動作の改善が見えたりするとよかったと思う、やりがいを感じるという方が多い一方、介護職が低賃金のままでは若い人に見向きもされない、人材を確保できない、新人が入ってこない、高給取りでなくても一定の収入が必要などの声です。

国は10月から勤続10年以上の介護職員には月額8万円の処遇改善加算を行うとしています。しかし、離職者のうち65%が3年以内にやめてしまうという実態があります。

介護職員を確保するため、賃金引上げ等本県独自の処遇改善策を実施すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

公共交通対策についてです。

地域の要望で最も多いのが高齢者の足の確保です。80歳前に目が悪くなり免許返上する方が多いのですが、返上後どうして暮らしたらいいかと深刻です。県の調査(2018年度県政世論調査)では、路線バスを維持すべきが3割弱、代替りの交通手段を確保すべきが56%となっています。

福島市は75歳以上の高齢者を対象に、年間約2億円の事業費でバス、電車の無料敬老パスを発行しており、大変喜ばれています。利用実績は75歳以上の1人平均で年間26回利用、金額では4,000円です。これを単純に県にあてはめると14億円の予算で実施が可能となります。路線バス維持や高齢者の社会参加を促進して元気高齢者を増やすよう市町村を支援すべきと思います。

高齢者が乗合バスを無料で利用できるよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

高齢者等の交通弱者対策として、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーを増やせるよう市町村の支援を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

八、教育の充実について

教育の充実についてです。

学力テストについてです。

国は、「競争で学力世界一」といって全国学力テストを開始しました。しかしその結果は、各地で学校が点数競争に血道をあげ、「点数学力向上」のための対策が横行するなど深刻な問題が広がっています。

また、他県では、中学生の自死に関しても、学力テスト等の過度な競争を生む教育システムがその要因と報告されています。学力の全国的調査は、抽出調査で十分です。子どもたちが将来に夢と希望を持てる豊かな学びの保障こそ力を入れるべきです。

福島県の場合は、大震災・原発事故を受けて子どもをめぐる環境は深刻な状況が続いています。17回も転居を繰り返した、今なお安定しない多くの子どもたちがいます。

そのような中、福島県は県独自の学力テストを今年4月から対象を拡大し行います。すでにその対策のため、保護者から臨時集金をして実力テストやる、週末の宿題が増える学校など、子ども達がさらなる点数競争へと追いまくられています。

全国一律の国の学力テストや、県独自の学力テストで負担を増やすのではなく、教育本来の目的である「人格の完成」にこそ力を入れるべきです。

県独自の学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

県立高等学校の統廃合についてです。

県教委委員会は8日、県立高校の統廃合にかかわる前期計画を明らかにしました。2023年までの前期計画では、1学年3クラス以下の高校を再編し、25校を13校に統廃合するとしています。統合により廃止される県立高校は、いずれも地域にとってはなくてはならない子育てや文化の中核施設です。県の思惑での廃止は、地域住民は納得できないという声です。

また、今度の計画では「進学指導拠点校」「進学指導重点校」「キャリア指導推進校」「地域協働推進校」「職業教育推進校」のいずれかを選択させようとしています。中学校卒業の時点で、明確に進路を決められる生徒がどれだけいるのかは極めて疑問です。高校の差別化が一層進むことにならざるを得ません。

県立高等学校においても30人以下学級を実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

また、県立高等学校の統廃合に当たっては、地域全体の意見を十分聴き、慎重にすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県立高等学校改革において、高校の選別化はすべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

学校給食の無償化についてです。

県の行ったアンケート調査では、希望の第一は「教育にあまり負担がかからないようにすること」となっています。女性団体が行ったアンケート調査でも同様です。学校に支払う保護者負担の中で、年間 5～6 万円と最も高額なのは学校給食費です。市町村では少子化・人口減少対策として、県内約半数の 29 市町村で学校給食の無料化、または一部補助の支援を行なっています。さらに来年度から白河市と田村市が新たに実施する計画です。知事が少子化対策、人口減少対策に力を入れるというのであれば、学校給食の無料化に踏み出すべきです。県が全額負担としても通常予算ベースの 1%弱、約 80 億円があれば実施できる試算です。18 歳までの医療費無料化のように市町村との協力で進めることも検討すべきです。

市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

給付型奨学金についてです。

国の給付制奨学金制度について、今年度実績は全国で 2 万人しか対象になっていません。全国 5 千の高校に 1 人ずつ推薦枠を配分し、残り 1 万 5 千人を各高校の非課税世帯の奨学金貸与者数を元に配分するとしましたが、これでは全く限定された人のみです。

県教育委員会が実施した国の給付型奨学金制度に関するアンケート調査の結果について尋ねます。

国が実施している給付型奨学金制度の対象者を拡大するよう求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

高校生、大学生及び専門学校生を対象とした県独自の給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教職員増と教育予算確保についてです。

「学校がブラック職場になっている」いま、教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、子どもの教育条件としてきわめて大切な、国民的課題です。昨年、ついに政府も「教員の長時間勤務の早急な是正」を掲げました。しかし、その対策は肝心の教員増がないなど、不十分です。それだけに、国民、教職員が力を合わせて、国や自治体に必要な対策をとらせ、学校を安心して働き

続けられる場にすることが求められています。

生徒からもくたびれ果てている先生の姿を見て、「先生になりたくない」という声まで出ているこの問題について、共産党は「教職員の働き方を変えたい、教職員をふやし、異常な長時間労働の是正で、学校をよりよい教育の場に」という政策提言を行い、各教育委員会やPTA役員の方、教員組合の皆さん方と対話を重ねています。

提言の中心点は、教師の授業コマ数を1日4コマ、一週間で小学校は20コマ、中学校は18コマ以内に規制し、それに見合う教員数を増員するために10年間で9万人の教員定数増を行うことです。これは、文部省が1958年に標準法を制定した当時の教員の仕事を勘案して作られた基準です。1日8時間として授業は4時間つまり4コマ、残りの4時間は校務と授業準備に充てるという考え方です。

ところが、国は自らつくったその基準を投げ捨て、学校5日制を教員増なしのまま実施し、加えて、授業時間の増加・学校が抱える課題の増加、教育改革等による業務の増大があります。また、教員残業代ゼロ法による長時間労働の野放しなどが要因となって、教職員の長時間労働が常態化しているのです。休憩時間もまともでない、授業準備の時間は僅か25分、校務もこなすとなれば否応なしに残業となる。とても1人の教師がやり切れる仕事ではなくなっています。標準法を作った当時の考え方に立ち返るよう提案しています。

公立小中学校における教員の平均授業時間数が1日4時間以内となるよう法律の見直しによる教員定数の改善を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に戻すよう国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

九、国民健康保険について

国民健康保険についてです。

全国どこでも、高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴をあげており、本県の国保税滞納世帯は18%に上っています。全日本民医連調査によると、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたため、死亡した事例が昨年1年間、表にあらわれただけでも63人に上ります。

先日、慢性疾患で病院にかかっているという50代の男性から相談がありました。離婚した子どもの学費を送金していて生活は限界なのに、それは考慮されず、保険税が滞納したため、正規の保険証がもらえないとの事でした。このような相談は日常です。こ

れ以上の値上げはとて許されません。昨年 12 月に県は国保運営協議会に来年度国保納付金の仮算定を示しました。それによると、2016 年度比では 22 の市町村で国保税の引き上げになり、18 年度比では一人当たりが年額 7,000 円の引き上げとなります。

新年度の一人当たりの国保税額が、今年度より引上げとならないよう、あらゆる対策を講じて市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

日本共産党は昨年 11 月、高すぎる国保税をせめて協会けんぽ並みに引き下げる提案を行いました。そのために国が新たな 1 兆円の公費負担を行えば、国保税には社会保険にはない世帯割、人数に応じてかかる均等割がなくなり、協会けんぽ並みに減額する事が出来るのです。子どもの数が多ければ多いほど負担が増える仕組みが無くなります。全国知事会もこのことを強く要望していますが、国保税の世帯割と均等割を廃止して被保険者の負担を軽減するため、新たに 1 兆円の国の負担増額を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

十、産業振興について

産業振興についてです。

農業振興についてです。

安倍政権の下で亡国とも言うべき歯止めなき貿易自由化が進められ、値下げ競争になっています。日米 FTA 交渉について安倍首相はあいまいな事を言っていますが、経済主権をアメリカに売り渡す交渉は直ちに中止すべきです。日欧 EPA(経済連携協定)が発行された 2 月 1 日、全国食健連は、東京・新宿で、自由貿易拡大で日本の農業や酪農が脅かされ、「食」を海外に依存する危険性を訴えました。企業や他国に食のすべてをゆだねることで国内の食糧生産は衰退し、食品が値上がりしても、それらを購入せざるを得ないと批判し、日本の第一次産業を守る必要性を訴えました。

福島県の場合、加えて原発事故により事故前との比較で、農業産出額は 89%、林業産出額は 74%、漁業産出額は 44%となっています。手厚い支援が重要です。今年から家族農業 10 年が始まり、家族農業支援は世界の流れです。

県は大規模化をすすめるとしていますが、農業の振興に向け、小規模な家族農業経営を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国は昨年主要農作物にかかる種子法を廃止しましたが、全国全ての都道府県が従来のような管理、保護が必要として、独自の条例や要綱に基づき事業を継続しています。

本県はこれまで通り要綱で対応していくとしていますが、新たな条例を制定したのは5県、来年度で条例制定を予定しているのが5県と広がりつつあります。

主要農作物種子法の廃止に伴い、種子の安定供給に必要な予算を確実に確保するため条例を制定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

水産業支援についてです。

原発事故後、試験操業が続く県内沿岸の3漁協の2018年水揚げ数量が前年比約22%増加しましたが原発事故前からの回復率は15.5%です。

県は、水揚げ量の拡大に向け、どのように支援していくのか尋ねます。

1月31日、広野沖で水揚げされたコモンカスベ1検体から、漁協の自主検査で国の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。自主検査の機能が発揮されているともいうべきで、消費者は検査の充実を実感しています。

県は、試験操業における漁協の自主検査をどのように支援していくのか尋ねます。

中小企業振興についてです。

福島県の中小企業・小規模企業振興基本条例は、2017年に小規模企業を強く位置づける改正を行いました。県は総合的施策を策定し実施する事になっていますが、中小企業や小規模企業を取り巻く厳しい状況が続いています。特に、原発事故を受けている中、観光業はもちろんのこと、卸売り事業・小売事業は厳しいです。

復興関連事業が減少していることから県発注工事において、分離・分割発注を推進するとともに、公契約条例及び入札参加資格のない小規模事業者が受注できる制度を創設し、県内中小企業等の支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

十一、再生可能エネルギーの推進について

再生可能エネルギーの推進についてです。

県は原発に依存しない社会・再生可能エネルギー先駆けの地を目指しています。このことは世界の流れであり、温暖化対策の重要な課題です。しかし原発にこだわる国の消極姿勢で再生可能エネルギー推進にブレーキが掛けられています。また、県は目標数値一辺倒のやり方で、外国や中央資本の導入などで、住民は環境破壊に苦しめられかねない状況や利益が地域に還元されないなど矛盾も引き起こしています。

県は、12日に開いた「県再エネ導入推進連絡会議」で、2019年度から2021年度までの3年間で再エネ導入見込み量を18年度比で、太陽光84.9%増、バイオマス発電23.3%

増、風力発電 132.6%増などの第三期アクションプラン素案を示し、今後パブリックコメントを実施するとの事です。

再生可能エネルギーのアクションプランをどのような観点で見直そうとしているのか、県の考えを尋ねます。

また、固定買い取り価格が下がる中、住宅用太陽光発電などを本格的に推進すべきです。住宅用太陽光発電設備について、補助金を増額して導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

住宅用蓄電設備の導入を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

本県の再生可能エネルギーの推進を、メガソーラーなど県外資本の大規模事業から地域密着型の新産業に転換すること、住民参加・地産地消・過疎地支援・環境共生型が重要です。

再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、地域主導型の観点に立った条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

遠野地域の2つの風力発電計画は、資源エネルギー庁が昨年出した風力発電に関する改訂「事業計画策定ガイドライン」でもうたわれている「住民の理解」とはほど遠い状況です。それは、住民団体がおこなった署名で、反対が世帯数で8割、人口の6割という数字からも明らかです。また、「(仮称) 三大明神風力発電事業」においては、準備書が出されるまで住民に計画を周知するための努力もほとんど行われないうまま手続きが進んでおり、住民への詳しい説明は準備書を出し終わってからというものでした。2つの風力発電所の建設予定地は、土砂災害の危険性が高く生活用水にも重大な影響を与える可能性のある地域です。

「(仮称) 三大明神風力発電事業」及び「(仮称) 遠野風力発電事業」の事業計画の中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、風力発電については、土砂災害の危険性が高い地域や生活用水への影響を及ぼす可能性のある地域は、県独自の判断で事業計画不適格地域としてゾーニングを行うことが重要と思います。

大規模な風力発電に適さない地域をあらかじめ指定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

十二、河川整備について

河川整備についてです。

昨年は日本列島が大きな災害に相次いで見舞われた1年でした。異常気象の多発や、地震・火山活動の活発化など、従来とは異なる規模で発生する災害に、政治が本腰を入れ、これまでの延長線上ではない防災・減災対応が求められます。遅れている河川整備の対策が急がれますが、

新年度の河道掘削等(堆砂除去)の実施予定数と要望箇所への対応について尋ねます。

河川の整備に関する予算を大幅に増やすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

宮川議員のご質問にお答えいたします。

消費税の増税につきましては、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策を始めとする社会保障の充実に対する安定財源を確保するため国において、低所得者への配慮はもとより、地域経済の状況等も踏まえ総合的に判断した上で行われるものであると認識しております。

これまで、全国知事会は、消費税率の引上げに当たっては地域経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講じるよう要請してきたところであり、国の平成31年度予算案においては、臨時・特例の措置として、経済への影響を平準化するための対策が設けられました。

これらの対策が十分な効果を発揮し、本県などの被災地を含め地域経済に影響を及ぼすことがないように、引き続き、全国知事会等と連携して国に対して、円滑な執行を求めるなど、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きな関わりがあることから、国会において、慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し様々な機会において繰り返し求めてまいりました。昨年11月の国への緊急要望の場においては、私から経済産業大臣に、福島第二原発の廃炉を国として決定するよう直接要請

を行い、大臣からは、「県の要請を受け止め、東京電力に話をしていく」との回答があったところであります。引き続き、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会づくり」の実現に取り組んでまいりる考えであります。

(三、避難者支援の打切りについて)

次に、避難者への住宅支援についてであります。

復興は長い戦いとなることから、復興・創生期間後の十分な体制及び財源の確保を国に要請しているところであります。こうした中、応急仮設住宅につきましては、一時的な住まいであり、復興公営住宅の整備状況等を踏まえながら、関係市町村と協議を重ね供与の終期を示してきたものであります。また、避難指示区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助につきましては、2年間の措置として実施しているものであり、今年度、補助の終了や各種相談窓口の案内を複数回にわたり、きめ細かにお知らせし、相談対応などの支援を行っております。

今後も、国や関係自治体等と更なる連携を図りながら、復興公営住宅への入居促進など一人一人の状況に応じた支援を行い、避難者が1日も早く生活再建できるようしっかりと取り組んでまいります。

一、安倍政権の防波堤となり、県民の命と暮らし最優先の県政について

総務部長

適格請求書等保存方式につきましては、消費税法の改正により、平成 35 年 10 月から導入される予定ですが、軽減税率制度の導入後、3 年以内を目途に、国において、事業者取引への影響や準備状況などを検証し、必要に応じて法制上の措置などを講じることとされております。県といたしましては、事業者への丁寧な制度周知に努めるとともに、国の検証状況を注視してまいります。

次に、県立医科大学附属病院における仕入れに係る年間の消費税額につきましては、平成29年度決算を基に算出すると約13億4千万円となり、消費税率が10パーセントの場合には、約3億3,500万円増加すると見込んでおります。

次に、県の使用料等の条例改正につきましては、法令に基づく消費税率の引上げに伴うものであり、消費税が最終的には消費者によって負担されるべき税であるとの性格を踏まえ、税負担の適正な転嫁を図るために行うものであります。

次に、連携中枢都市圏構想と7つの生活圏との関係につきましては、県では、気候風土、伝統、歴史等を共有する一体性が高い7つの生活圏を基本とした多極分散型の地域づくりに取り組んでおります。一方で、災害時における相互応援等、生活圏を越えて連携することが効果的な特定の課題については、各市町村が主体的に判断し、広域的な連携を図っているものと考えております。

次に、市町村合併の総括につきましては、合併特例法に基づき、合併した自治体において、地域の主体である住民等が参画した組織や議会において、議論を重ね、それらを踏まえた関連計画の見直しと施策の展開を図っていくこととされております。県といたしましては、合併選択の有無にかかわらず、市町村の判断を尊重し、支援してまいります。

次に、広域連携の推進につきましては、県内の市町村が主体的に判断し、周辺市町村と議論を重ねながら、広域連携に向けた取組を進めており、県といたしましては、引き続き、地域課題の解決に取り組む各市町村を支援してまいります。

病院局長

県立病院における仕入れに係る年間の消費税額につきましては、平成29年度決算を基に算出すると、約1億300万円となり、消費税率が10パーセントの場合は約2千300万円増加すると見込まれます。

二、原発問題について

企画調整部長

原発ゼロ基本法につきましては、エネルギー政策は、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、「原子力に依存しない社会づくり」という本県復興の基本理念の下、県内原発の全基廃炉の実現と、再生可能エネルギーの飛躍的推進に取り組んでまいります。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めてきており、本年1月にも、知事から東京電力の社長に対し、まずは廃炉を正式に決定するよう改めて求めたところであります。引き続き、国及び東京電力に対し、様々な機会を捉え、県内原発の全基廃炉を求めてまいります。

四、児童虐待の対策について

こども未来局

児童福祉司の確保及び配置につきましては、昨年国が公表した児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、計画的に増員することとしております。なお、新年度においては、50名の配置を見込んでおります。

次に、子育てしやすい県の実現に向け、部局横断で推進できる体制につきましては、ふくしま新生子ども夢プランを策定し、こども未来局を中心として、各事業の進捗管理を図るとともに、子育て支援の施策を総合的に推進するため、知事を本部長とする子育て推進本部を設置し、部局連携して取り組んでおります。

五、福島イノベーション・コースト構想等について

企画調整部

新年度当初予算案における福島イノベーション・コースト構想関連事業予算につきましては、拠点の整備や産業集積の促進、教育、人材の育成はもとより、交通や物流に関するインフラ整備も含め、福島特措法に基づく重点推進計画に対応する事業を幅広く選定し、取りまとめしております。今年度との比較では、ふくしま復興再生道路や港湾等の整備、被災地域における農業復興の支援の事業等が増額となっております。

次に、福島イノベーション・コースト構想関連予算の今後の見込みにつきましては、地域ごとに復興の進捗状況が異なる中で、拠点への交通アクセスの確保等、避難地域の生活環境の整備などとも密接に関わっており、また、構想の進捗に併せて柔軟に施策を展開していく必要があるため、具体的な見込みの算出は困難ではありますが、構想の更なる具体化に向け、しっかりと必要な財源の確保に取り組んでまいります。

次に、水素エネルギーの普及拡大につきましては、環境負荷の軽減や、産業振興、再生可能エネルギーの導入拡大につながることから、本県の復興を推進する上で重要と考えております。今後とも国や市町村等と連携しながら、水素社会実現のためのモデル構築に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、産業基盤や雇用の回復を通じ、東日本大震災と原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興を進め、被災者の生活再建にも結び付けられるよう取り組むことが重要と考えております。引き続き、地元企業の構想への参画や雇用の創出を図るとともに、生み出された技術や手法が地域の皆さんの生業や生活の向上につながるよう、構想を推進してまいります。

商工労働部長

福島ロボットテストフィールドのアンケート結果につきましては、調査時点が工事着手前の段階であったため、地元業者がまだ効果を実感できなかったことが要因の一つと考えております。昨年、一部開所後に行われた災害対応ロボットの大規模実証試験では、約500名が参加し、宿泊や飲食など地元業者の利用が図られたほか、今月には、地元企業によるドローンの実証試験が行われるなど、着実に効果が現れており、今後も、地元商工業者が同テストフィールドの効果を更に実感できるよう取り組んでまいります。

六、若者が集まる県づくりへの転換について

商工労働部長

国の業務改善助成金の利用状況につきましては、福島労働局によれば、平成30年度の交付決定件数は、平成31年1月末現在で14件となっております。

次に、業務改善助成金の活用につきましては、この助成金は、生産性の向上を目的として設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合に、その費用の一部を助成するものであり、賃金の引上げに効果があることから、これまでも、福島労働局と連携して制度の周知に努めてきたところであります。引き続き、県内中小企業において本助成金の活用が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、業務改善助成金等への上乗せ補助による労働者の待遇改善につきましては、本県においては、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に対して、今年度から独自の奨励金制度を実施しているところであり、新年度においても当該制度の一層の活用を促すなど、労働者の待遇改善を図ってまいります。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには

企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定することとされており、これを尊重すべきものと考えております。

土木部長

所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティネット制度につきましては、賃貸人等に対する制度説明や登録への協力要請、市町村が補助を実施するための技術的助言などを行っているところであり、今後とも、様々な機会を捉えて制度の普及促進に努めてまいります。

七、高齢者福祉について

生活環境部長

高齢者の乗合バス利用の支援につきましては、バス事業者において、独自の割引制度を実施しているところであり、県では、乗合バスを運行している事業者や市町村に対し、路線を維持するための補助を行っております。引き続き、地域の実情に応じ、市町村やバス事業者等と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーに対する支援につきましては、市町村が主体的に運行する地域公共交通は、高齢者等が安心して日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、県では、財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その運行に伴う経常損失額に対して独自に補助を行っております。今後とも、地域の実情や課題を丁寧に伺いながら高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援してまいります。

保健福祉部長

県民の健康指標を改善するための体制につきましては、来月にも、知事を先頭に、様々な団体と共働して「(仮称)健康長寿ふくしま会議」を立ち上げるとともに、健康づくり推進課を設置し、健康づくりの企画、実践、評価を一体的に進めていくことといたしました。今後は、オール福島の体制で、県民の健康づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、医師の確保につきましては、県立医科大学医学部の入学定員増や修学資金の貸与枠の拡大、研究資金の貸与による県外医師の招へいなど、様々な取組を行っております。今後とも、県立医科大学と連携しながら、医師の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、診療所の医業承継への支援につきましては、今月、県医師会に設置した「福島県医業承継バンク」において、後継者不在の診療所と県内での開業を希望する医師とのマッチングを行い、医師確保に取り組む市町村とも連携し、地域医療や在宅医療の重要な担い手である診療所の医師の確保につなげてまいります。

次に、いわき市への医師の派遣につきましては、現在、県立医科大学から、いわき市の医療機関に対し、地域医療支援教員など11名の医師を派遣しているほか、大学独自にも医療支援を行っており、引き続き、県立医科大学と連携しながら、医師を派遣してまいります。

次に、いわき市に対する常勤医師派遣につきましては、現在、県立医科大学から、いわき市内の医療機関に対して、災害医療支援寄附講座や大学独自の医療支援により多くの常勤医師を派遣しております。引き続き、県立医科大学と連携しながら、医師を派遣してまいります。

次に、医師の働き方改革につきましては、現在、国において、医師の勤務実態の把握や総勤務時間の短縮など、医師の働き方改革のための様々な対策が検討されていることから、これら議論の動向を注視してまいります。

次に、介護職員の処遇改善策につきましては、人材確保のための取組をより一層進めるため本年10月から、経験・技能を有する介護職員に重点化を図りながら、他の介護職員などにも柔軟な運用ができる更なる処遇改善が実施される見込みであります。県といたしましては、事業所に対して内容の周知を図るとともに、適切な活用を促してまいります。

病院局長

多目的医療用ヘリにつきましては、ふたば医療センター附属病院や双葉地域の救急現場はもとより、浜通り全域の医療機関からの患者搬送も行うこととしており、これまでの実績では、全体の約4割がいわき市内の医療機関からのものであります。今後も、ヘリの運航調整委員会において、要請元となる浜通りの消防や医療機関等と搬送事例を共有し、更なる活用を促すなど、浜通りの救急医療の強化に向け、多目的医療用ヘリの積極的な活用に取り組んでまいります。

八、教育の充実について

教育長

県独自の学力調査につきましては、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の実態を把握・分析し、課題に応じた指導改善を行っていく上で必要であると考えております。

次に、県立高等学校における30人以下学級の実施につきましては、いわゆる標準法において、一学級の生徒数が40人とされていることから困難であると考えております。

次に、県立高等学校の統合等につきましては、地域住民、同窓会、保護者、関係中学校などの代表者を構成員とする高等学校改革懇談会を開催し、地域の方々に改革の方向性を説明して理解を求めながら丁寧に進めてまいる考えであります。

次に、県立高等学校改革につきましては、これまで各校が果たしてきた役割や取組などを踏まえ、それぞれに求められる学びの在り方を明確にし、特色化を図ることが重要であると考えております。このため、前期実施計画において、全ての県立高等学校を6つの学校群に位置付けたところであり、今後は、生徒の学びのニーズや進路希望に応じた教育活動を実践することにより、魅力ある学校づくりを一層推進してまいる考えであります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、国の給付型奨学金制度に関するアンケート調査につきましては、日本学生支援機構が直接実施している事業の実態を県として独自に把握するために行ったところであり、県立高等学校32校から、割り当てられた推薦枠が不足しているとの回答を得ております。

次に、国の給付型奨学金制度につきましては、可能な限り多くの学生に給付できるよう、制度の更なる充実・強化を全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してきた

ところであり、今般、来年4月からの給付型奨学金の拡充が盛り込まれた高等教育の無償化に関する法案が国会に提出されたことから、その動向を注視してまいります。

次に、県独自の給付型奨学金制度につきましては、安定的な財源で継続的に実施することが必要であることから、創設は困難であり、国の動向を注視してまいります。なお、高校生については、低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金制度があることから、更なる周知に努めてまいる考えであります。

次に、公立小中学校の教員定数につきましては、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、その改善を国に求めているところであり、今後とも要望してまいります。

次に、義務教育費の国庫負担につきましては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、国の責務として必要な財源を完全に保障するよう全国都道府県教育長協議会等を通して求めているところであり、引き続き、国に対して要望してまいります。

九、国民健康保険について

保健福祉部長

新年度の1人当たりの国保税額につきましては、急激な上昇が生じる市町村に対しては、市町村と協議して定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を行うことにより、可能な限り国保税の上昇を抑えることとしております。

次に、被保険者の負担の軽減につきましては、全国知事会と連携しながら平成28年12月の社会保障制度推進本部の決定により国が確約した財政支援を、今後も国の責任において確実に実施するとともに、国の定率負担割合を引き上げるよう、強く要望しているところであります。

十、産業振興について

総務部長

県発注工事における、県内中小企業等の支援につきましては、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、現行法制度に基づく労働者の保護を踏まえつつ、透明性・競争性・公正性及び品質の確保に留意し、地域貢献度を重視した総合評価方式の実施など、入札及び契約制度の見直しに取り組んできたところであり、引き続き、県内中小企業等の受注機会の確保に努めてまいります。

農林水産部長

小規模な家族農業経営につきましては、本県の農業経営体の多くを占めており、地域農業の持続的発展に大きな役割を果たしております。引き続き、収益性の高い園芸品目の導入、自家農産物を活用した地域産業六次化、集落営農組織の設立、生産技術の向上等を支援してまいります。

次に、主要農作物種子法の廃止に伴う種子の安定供給につきましては、本県の農業振興上、最も基本的で重要な取組であります。引き続き、必要な予算を確保し、昨年4月に制定した「福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱」に基づき、水稻等の原種生産や種子生産者への技術指導等を通じ、品質の高い種子の安定供給を図ってまいります。

次に、水揚げ量の拡大につきましては、モニタリング検査による安全性を確認しつつ、操業自粛により増加、大型化した水産資源の効率的な漁獲手法の提案、水産資源研究所を中心とした資源管理の実践と栽培漁業の再開、産地市場の活性化、大手量販店への販路拡大等を通じた支援を行ってまいります。

次に、試験操業における漁協の自主検査につきましては、非破壊型も含め15台の検査機器の貸与と10名分の人件費補助、技術研修の実施に加え、本年度から、機器のメンテナンス経費について支援しているところであります。

十一、再生可能エネルギーの推進について

企画調整部長

再生可能エネルギーのアクションプランにつきましては、来年度から3か年の行動計画として、来月中旬に改定することとしております。

新プランにおいては、引き続き、地域主導、産業集積、復興けん引を取組の柱に据えるとともに、再生可能エネルギーの自家消費の推進などの新たな観点を盛り込み、実効性のあるプランとしてまいります。

次に、住宅用太陽光発電につきましては、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型で電力系統への負荷も少ないことなどから、再生可能エネルギーの導入を推進していく上で重要であると考えております。このため、新年度も住宅用太陽光発電設備の導入を引き続き支援するとともに、補助制度の効果的な周知を行いながら更なる普及拡大に取り組んでまいります。

次に、住宅用蓄電設備の導入につきましては、非常時の電源確保や再生可能エネルギーの有効活用の観点から、今後、一層重要になると考えております。このため、新年度は固定価格での買取期間が終了する世帯等における蓄電設備の導入への支援を行い、再生可能エネルギーの自家消費を促進してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入推進につきましては、地域活性化につながるよう県内企業や県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取組などを進めているところであります。引き続き、国や市町村と連携し、助言・指導に努めながら、地元の理解の下、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう取り組んでまいります。

次に、風力発電の事業計画につきましては、関係法令に基づく手続きはもとより、地元住民への対応についても事業者が適切に行うべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、地元住民に丁寧に説明し、誠実に対応するよう、国や市町村と連携しながら、事業者への助言、指導に努めてまいります。

次に、風力発電につきましては、規模の大小に関わらず、事業者が計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手續など、関係法令に基づき適正になされるべきものと認識しております。今後も、事業者に対して、地元の十分な理解を得るよう助言、指導し、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

十二、河川整備について

土木部長

河道掘削等の実施予定数と要望箇所への対応につきましては、新年度において、約300箇所で行事を実施する予定であり、要望箇所も含めて緊急性を考慮して対応してまいります。

次に、河川の整備に関する予算につきましては、平成30年7月豪雨等を踏まえ、浸水被害から県民の安全で安心な生活を守るため、必要な予算の確保に努めてまいりる考えであります。

<再質問>

宮川県議

再質問いたします。

知事に再質問です。避難者支援の問題についてです。

8年経ってもですね、避難している方々にとっては道半ばです。力のある方は自立の道を歩み始めていますが、結果的には困難な方が決められなくて残っているわけですね。現場主義ということをかねがね言っている知事であれば、避難者のところに足を運んでですね、直接話を聞いて被害者団体の方達にも会ってですね、話を聞くべきだと思うんです。

そういう話をこの間、聞いてこなかったところが私は問題だと思うんです。だから復興は長い道のりと言っていますので、復興庁のあり方、財政支援、それを求めて行くのであれば、避難者の観点をに入れて求めていくべきだと思いますが、再度答弁をお願いします。

それから憲法9条に自衛隊を明記する改定に反対することです。

県内各地でいろんな問題に関する運動が進んでおります。只見町では半数以上の方から9条を守る署名が集まったというふうな話も聞いております。昨日は辺野古（新基地建設に対する県民投票）の反対が7割という結果が出ているようですが、やっぱり沖縄はあの戦争で県民の4人に1人が本土決戦などで亡くなっているわけですよね。あの基地の危険性というものが、今の安倍首相の下での改憲の動きという中で、非常にこういう問題についても影響が大きかったと聞いています。秋田県とか山口県のイージスの配備反対の動きもそうですね。エスカレートするこういうこの改憲の動きに対して県民は非常に心配をして危機感を持っております。

県民の思いを受け止めて県民の暮らしと安全の基本になる問題ですので、自衛隊の明記をするということについては反対すべきだと思いますが、再度お伺います。

それから知事に3点目です。

第二原発の廃炉については、国が決定するようにと直接言っていただいたということは大変結構だと思いますし、県民の声だということでも大事な事だと思います。でも県民は（廃炉が）進まないということに非常に苛立ち感があると思うんです。もう一歩進めて、いつまでにこの第二の廃炉を実現しようとしているのかということ、国のほうにも強く、期日を示すというようなことも含めて言っていただきたいと思います。再度質問いたします。

それから企画調整部長に原発ゼロ基本法なんですが、野党4党が提出したものと、小泉・細川元首相や城南信用金庫の顧問の吉原さんとか、その流れの提案と合流したものです。そしていろんな原発を、県外の原発を動かすということもありますので、これだけの被害を受けた県民としてはですね、この基本法をぜひ実現してもらいたいという思いを持っておりますので、この点についてもっと積極的に働きかけていただきたいと思うんです。

国とのパイプも太いと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います

<再答弁>

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。

避難者への対応につきましては、生活再建調整会議を通して、関係市町村、避難先自治体等と連携しながら個別訪問等による意向確認を行い、避難者の個別の状況に応じて、復興公営住宅への入居促進や県内公営住宅への円滑な入居、避難者住宅確保移転サポート事業による住まい探しや転居手続きの補助など、県全体としてきめ細かに支援をしてまいります。

憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であることから、国会の場で慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

次に福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、繰り返し求めてきたところであります。引き続き、県内原発の全基廃炉の実現に向けて、私が福島県知事として先頭に立ち、しっかりと取り組んでまいります

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、国の責任において検討されるべきものと考えております。県と致しましては、引き続き本県復興の基本理念である原子力に依存しない社会づくりの実現に取り組んで参る考えであります。

<再々質問>

宮川県議

教育長に再質問いたします。

高校の統廃合問題なんですが、2017年の1月には遠野高校の存続を求める署名が、

行政嘱託員区長、地域づくり協議会、同窓会、PTA、体育後援会などの連名で出されているんですね。

いま遠野高校と湯本高校は距離的にも8km離れておりまして、地形も地域の成り立ちも全然違うわけです。ようするに統合といって廃校になるわけです。懇談会で理解を求めて進めるということなんですが、代表者という方がどういう方になるのか。ちゃんとかういう点では、廃校ありきではないという点では、話し合いによっては存続というものが認められるのかどうか、また認めるべきだというふうに思いますが、再度質問いたします。

それから県立学校改革についての高校の選別化の問題なんですが、子どもたちが中学校からどういう方向に進むかというようなことになってしまうわけですね。高校が輪切り、固定化されていくというふうなことは問題だと思います。これは中止すべきだと思いますが、再度お聞きします。

それから企画調整部長になんですが、住宅用の蓄電池の問題なんですけど、補助を行うということですが、住宅用蓄電設備なんですけど、太陽光の買取が切れる世帯にということなんですけど、予算とか、来年度ということなんですけど、規模はどのくらいになって、そしてすぐスタートするわけなんですけど、その要望に対する対応っていうものはどういうふうになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから遠野の2つの風力発電事業なんですが、最近のユーラス側、三大明神の方なんですけど、そこに地元の区長にボーリング調査を同意してほしいと要望があったけれども、区長は「住民の懸念に対する説明が先だ」ということで、断ったということなんですけど、はっきり県が中止というふうなことを事業者に求めていくということが大事だと思うんですけど、そこはもう一度お聞かせください。

それから大規模な風力発電はそのゾーニングが必要だと思うんです。遠野の問題だけでなく、県内で問題が出てきているわけですね。何か事故とかそういうものがあっても結局はその事業者が今後どういうふうになるか。いろんなことがあっても、その責任がどういうふうになるのかとう点では曖昧なんです、今の状況の中では。

そういうことも含めて、不適格地域を決めるべきだと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

それから土木部長に住宅用セーフティネットの問題なんですけれど、情報提供とかそれだけではなかなか進まないと思うんですね。大家さんに対するリスクの対応とか、そういうことを進めていかないと、せっかく国が作ってもなかなか進まないと思うんです。そういうことも含めて、そういうリスクに対して県が一定の責任をとるような形で、この施策を推進できるようにしてもらいたいと思うんですけれど、再度質問いたします。

<再々答弁>

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

住宅用蓄電設備の導入につきましては、先ほど申し上げましたように、新年度固定価格での買取期間が終了する世帯等についての支援を、新たに導入しようとしておりますけれども、その数等につきましては、また応募の状況等を見て考えてまいりたいと思っております。

それから風力発電の件でございますけれども、発電事業計画につきましては、関連法令に基づく手続きはもとより、地元住民への説明等の対応についても、事業者が適切に行うべきものと考えております。県といたしましては、先般、国の事業計画策定ガイドラインが改定されました。この主旨を十二分に踏まえて、地元住民に丁寧に説明し誠実に対応するよう、引き続き、国や市町村と連携しながら利用者への助言指導に努めて参りたいと考えております。

それから風力発電のゾーニングの件でございますけれども、こちらにつきましても規模の大小にかかわらず、事業所が計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手続きなど、関連法令に基づき適切になされるべきものと認識しておりまして、今後も事業者に対して、地元の十分な理解を得るよう助言、指導して地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進して参りたいと考えております。

土木部長

再質問にお答えいたします。

新たな住宅セーフティネット制度につきましては、賃貸人の制度の理解や、市町村の補助制度の創設が重要であると考えておりますので、様々な機会を捉えて普及促進に努めてまいります。

教育長

再質問にお答えいたします。

高等学校改革にあたっての地域の意見についてでございますが、市町村あるいは同窓会 PTA 等とご相談の上、人選をさせていただきまして、丁寧にご説明を申し上げた上でご理解を頂けるように努めて参りたいと思います。

それから高等学校改革にあたりましての各学校の特色化についてでございますが、特色化は魅力化と一体であろうというふうに考えておきまして、魅力化を学校側も測る上で、中学生の方にも学校を目的意識を持って選んでいただくというふうに進めてまいりたいと考えております。

以上